

平成 21 年度予算のポイント

1. 地域の活性化に向けた取組の推進

「地域の元気は日本の活力の源である」という認識のもと、地域の活性化に向けた取組を推進することが必要である。このため、地方の創意工夫をいかし、地域の実情に応じた多様なまちづくり等への支援の充実、強化を図る。

新規事項等

(1) 地域の実情に応じた多様なまちづくりへの支援

身の丈再開発の推進 (P.7)

地域の床需要等に即した計画に基づき事業を促進するため、中心市街地及び密集市街地に係わる市街地再開発事業等について、共同施設整備費及び土地整備費の補助対象額を 1.2 倍または 1.35 倍とする。

都市再開発支援事業・市街地総合再生事業の拡充 (P.9,P.10)

市街地再開発事業等の事業期間が長期化している現状を踏まえ、計画コーディネート業務の補助対象期間について、最初の交付決定があった年度から 10 年間に延長する（現行：5 年間）。

暮らし・にぎわい再生事業の拡充 (P.11)

中心市街地に公益施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することにより、中心市街地のさらなる活性化を図るため、地方都市における敷地面積要件の緩和、既存建築物を含めた施設購入方式の導入等を行う。

(2) 街なか居住の推進

街なか居住再生ファンドの拡充 (P.17)

街なか居住再生ファンドについて、中心市街地の活性化に資する住宅整備事業等に係る資金調達の一層の円滑化を図るため、地方公共団体の支援要件を緩和する。

2. 安全・安心なまちづくりの推進

アスベスト対策及び耐震改修を総合的かつ効率的に促進するため、一体的な支援制度として「住宅・建築物安全ストック形成事業」の創設を行うほか、安全な住宅市街地形成のための狭あい道路の解消を促進するための補助制度の創設、老朽化マンションの再生を促進するための支援の強化等を行う。

新規事項等

(1) 住宅・建築物の安全性の確保

住宅・建築物安全ストック形成事業の創設 (P.21)

既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、それぞれ個別に実施してきたアスベスト改修事業及び耐震改修事業を廃止し、一体的な制度として住宅・建築物安全ストック形成事業を創設し、安全性に問題のある住宅・建築物の調査・設計・改修等への支援を行う。

(2) 安全な市街地形成のための狭あい道路の解消

狭あい道路整備等促進事業の創設 (P.24)

建築確認・不動産取引時のトラブル防止により老朽ストックの建替え等の建築活動の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い箇所における整備費用等に対して補助を行う。

(3) 安全な住宅・建築物の整備

優良建築物等整備事業の拡充 (P.14)

- ・ 老朽マンションストックについて、バリアフリー化、省エネ化等の現在の居住ニーズにあったストックへ再生するための支援を行う。
- ・ 阪神・淡路大震災の復興関連事業について、非常災害時補助率(2/5)の適用期限を平成22年3月31日まで延長する。

民間再開発促進基金の拡充 (P.19)

民間再開発促進基金による債務保証について、老朽マンションの再生に係る資金調達の円滑化を図るため、マンションの建替え事業に係る地域要件・戸数要件等の緩和を行うとともに、既存ストック再生型優良建築物等整備事業を債務保証対象に追加する。